

平成30年1月17日  
地 域 行 政 部

## 世田谷区立区民センター条例の一部改正について

### (付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区立区民センター条例の一部を改正する。

### 1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料の改定及び公共施設運用の見直しを実施するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例を提案する。

### 2 改正内容(別紙「新旧対照表」のとおり)

#### (1) 使用料・利用料の見直し

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

#### (2) 施設運用の見直し

区民利用施設の有効利用に向け、開放時間枠の見直しおよび直前キャンセルによる料金徴収を行う。

### 3 今後のスケジュール(予定)

平成30年 2月 区民生活常任委員会(条例改正案)  
第1回区議会定例会(条例改正案)  
公布(同日施行)

10月 料金改定、開放時間枠見直し、キャンセル料導入

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>世田谷区立区民センター条例 昭和47年12月1日条例第44号</p> <p>第1条～第6条 省略 (使用の承認)</p> <p>第7条 区民センターの施設のうち、会議室、茶室、音楽室、体育室、集会室兼体育室、<u>多目的室</u>、料理講習室又は絵画工芸室を使用しようとする者（体育室、<u>集会室兼体育室及び多目的室</u>、<u>にあっては、別表第2に規定する区内在住者等を除く。</u>）及び午後<u>5時30分</u>以降に大広間又は和室を使用しようとする者は、規則で定める手続により、区長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>4 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</u></p> <p>(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) <u>施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。</u> <u>(4) 管理上支障があるとき。</u></p>	<p>世田谷区立区民センター条例 昭和47年12月1日条例第44号</p> <p>第1条～第6条 省略 (使用の承認)</p> <p>第7条 区民センターの施設のうち、会議室、茶室、音楽室、体育室、集会室兼体育室、料理講習室又は絵画工芸室を使用しようとする者（体育室及び集会室兼体育室にあっては、別表第2に規定する区内在住者等を除く。）及び午後6時以降に大広間又は和室を使用しようとする者は、<u>規則で定める手続により、</u>区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。</p> <p>3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を承認しない。</p> <p>(1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 管理上支障があるとき。</p>

改正後	改正前																														
<p>5 区長は、第1項に規定する施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p> <p>第8条～第9条 省略 (使用料)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、指定された期日までに、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p>	<p>4 区長は、第1項に規定する施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。</p> <p>(2) 使用料を納付していないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めるとき。</p> <p>第8条～第9条 省略 (使用料)</p> <p>第10条 第7条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、指定された期日までに、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。</p>																														
<p><u>2 使用者による使用の申請の撤回に係るキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。</u></p>																															
<p>別表第1(第2条、第3条関係)</p>	<p>別表第1(第2条、第3条関係)</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立太子堂区民センター</td> <td>東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号</td> <td>会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 和室</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立弦巻区民センター</td> <td>東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号</td> <td>会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 料理講習室 大広間 浴室</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立宮坂区民センター</td> <td>東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号</td> <td>会議室 ロビー 体育室 大広間</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立桜丘区民センター</td> <td>東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号及び桜丘二丁目22番1号</td> <td>会議室 音楽室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名	世田谷区立太子堂区民センター	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 和室	世田谷区立弦巻区民センター	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 料理講習室 大広間 浴室	世田谷区立宮坂区民センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	会議室 ロビー 体育室 大広間	世田谷区立桜丘区民センター	東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号及び桜丘二丁目22番1号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立太子堂区民センター</td> <td>東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号</td> <td>会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 和室</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立弦巻区民センター</td> <td>東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号</td> <td>会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 料理講習室 大広間 浴室</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立宮坂区民センター</td> <td>東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号</td> <td>会議室 ロビー 体育室 大広間</td> </tr> <tr> <td>世田谷区立桜丘区民センター</td> <td>東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号及び桜丘二丁目22番1号</td> <td>会議室 音楽室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	施設名	世田谷区立太子堂区民センター	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 和室	世田谷区立弦巻区民センター	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 料理講習室 大広間 浴室	世田谷区立宮坂区民センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	会議室 ロビー 体育室 大広間	世田谷区立桜丘区民センター	東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号及び桜丘二丁目22番1号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間
名称	位置	施設名																													
世田谷区立太子堂区民センター	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 和室																													
世田谷区立弦巻区民センター	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 料理講習室 大広間 浴室																													
世田谷区立宮坂区民センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	会議室 ロビー 体育室 大広間																													
世田谷区立桜丘区民センター	東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号及び桜丘二丁目22番1号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間																													
名称	位置	施設名																													
世田谷区立太子堂区民センター	東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 和室																													
世田谷区立弦巻区民センター	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 料理講習室 大広間 浴室																													
世田谷区立宮坂区民センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番6号	会議室 ロビー 体育室 大広間																													
世田谷区立桜丘区民センター	東京都世田谷区桜丘五丁目14番1号及び桜丘二丁目22番1号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間																													

改正後			改正前		
世田谷区立代田区民センター	東京都世田谷区代田六丁目34番13号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼体育室	世田谷区立代田区民センター	東京都世田谷区代田六丁目34番13号	会議室 音楽室 ロビー 集会室兼体育室
世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目47番8 201号	会議室 ロビー・資料コーナー 体育施設	世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目47番8 201号	会議室 ロビー・資料コーナー 体育施設
世田谷区立玉川台区民センター	東京都世田谷区玉川台一丁目6番15号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 大広間 浴室	世田谷区立玉川台区民センター	東京都世田谷区玉川台一丁目6番15号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 大広間 浴室
世田谷区立深沢区民センター	東京都世田谷区深沢四丁目33番11号	会議室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間	世田谷区立深沢区民センター	東京都世田谷区深沢四丁目33番11号	会議室 ロビー 集会室兼体育室 料理講習室 大広間
世田谷区立鎌田区民センター	東京都世田谷区鎌田三丁目35番1号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 料理講習室 絵画工芸室 大広間	世田谷区立鎌田区民センター	東京都世田谷区鎌田三丁目35番1号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 料理講習室 絵画工芸室 大広間
世田谷区立上北沢区民センター	東京都世田谷区上北沢三丁目8番9号	会議室 音楽室 ロビー <b>多目的室</b> 料理講習室 大広間 和室	世田谷区立上北沢区民センター	東京都世田谷区上北沢三丁目8番9号	会議室 音楽室 ロビー <b>集会室兼体育室</b> 料理講習室 大広間 和室
世田谷区立粕谷区民センター	東京都世田谷区粕谷四丁目13番6号	会議室 音楽室 ロビー <b>多目的室</b> 大広間 和室	世田谷区立粕谷区民センター	東京都世田谷区粕谷四丁目13番6号	会議室 音楽室 ロビー <b>集会室兼体育室</b> 大広間 和室
世田谷区立烏山区民センター	東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 体育施設 料理講習室 大広間	世田谷区立烏山区民センター	東京都世田谷区南烏山六丁目2番19号	会議室 茶室 音楽室 ロビー 体育室 体育施設 料理講習室 大広間

別表第2（第6条、第7条関係）

施設名	使用できる者
会議室 茶室	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）

別表第2（第6条、第7条関係）

施設名	使用できる者
会議室 茶室	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。）

改正後			改正前		
音楽室 料理講習室 絵画工芸室	1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。) 2 構成員の総数が5人以上であること。		音楽室 料理講習室 絵画工芸室	1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること(施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。) 2 構成員の総数が5人以上であること。	
体育室 集会室兼体育室	区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者(以下「区内在住者等」という。)又は区民等の団体		体育室 集会室兼体育室	区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者(以下「区内在住者等」という。)又は区民等の団体	
体育施設	区内在住者等		体育施設	区内在住者等	
大広間 和室	午後5時まで	区内に住所を有する者	大広間 和室	午後5時まで	区内に住所を有する者
	午後5時30分以降	区民等の団体		午後6時以降	区民等の団体
浴室	区内に住所を有する60歳以上の者		浴室	区内に住所を有する60歳以上の者	

別表第3(第10条関係)

1 午前、午後A、午後B、**夕方**及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	<b>夕方</b>	夜間
		午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
世田谷区立太子堂	第1会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
区民センター	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円

別表第3(第10条関係)

1 午前、午後A、午後B、午後C及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	午後C	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで
世田谷区立太子堂	第1会議室	960円	720円	720円	1,440円	1,440円
区民センター	第2会議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第3会議室	300円	150円	150円	300円	300円

改正後							改正前						
世田谷区 立弦巻区 民センタ ー	第4会議室	810円	540円	540円	540円	540円	第4会議室	720円	480円	480円	960円	960円	
	茶室	300円	200円	200円	200円	200円	茶室	300円	150円	150円	300円	300円	
	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円	音楽室	720円	480円	480円	960円	960円	
	体育室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	体育室	2,280円	1,560円	1,560円	3,120円	3,120円	
	第1和室				540円	540円	第1和室					960円	
	第2和室				540円	540円	第2和室					960円	
	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円	第1会議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円	第2会議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第3会議室	810円	540円	540円	540円	540円	第3会議室	720円	480円	480円	960円	960円	
	第4会議室	810円	540円	540円	540円	540円	第4会議室	720円	480円	480円	960円	960円	
	第5会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円	第5会議室	960円	720円	720円	1,440円	1,440円	
	第6会議室	810円	540円	540円	540円	540円	第6会議室	720円	480円	480円	960円	960円	
	茶室	810円	540円	540円	540円	540円	茶室	720円	480円	480円	960円	960円	
	第1音楽室	1,260円	840円	840円	840円	840円	第1音楽室	960円	720円	720円	1,440円	1,440円	
第2音楽室	1,260円	840円	840円	840円	840円	第2音楽室	960円	720円	720円	1,440円	1,440円		
料理講	1,260円	840円	840円	840円	840円	料理講	960円	720円	720円	1,440円	1,440円		

改正後							改正前								
	習室														
	大広間				840円	840円									1,440円
世田谷区 立宮坂区 民センタ ー	第1会 議室	1,260円	840円	840円	840円	840円									
	第2会 議室	1,260円	840円	840円	840円	840円									
	第3会 議室	300円	200円	200円	200円	200円									
	第4会 議室	300円	200円	200円	200円	200円									
	大広間				540円	540円									960円
世田谷区 立桜丘区 民センタ ー	第1会 議室	300円	200円	200円	200円	200円									
	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円									
	第3会 議室	300円	200円	200円	200円	200円									
	第4会 議室	300円	200円	200円	200円	200円									
	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円									
	料理講 習室	810円	540円	540円	540円	540円									
	大広間				200円	200円									300円
世田谷区 立代田区 民センタ ー	第1会 議室	810円	540円	540円	540円	540円									
	第2会 議室	300円	200円	200円	200円	200円									
	第1会 議室	960円	720円	720円	1,440円	1,440円									
	第2会 議室	960円	720円	720円	1,440円	1,440円									
	第3会 議室	300円	150円	150円	300円	300円									
	第4会 議室	300円	150円	150円	300円	300円									
	大広間														960円
世田谷区 立桜丘区 民センタ ー	第1会 議室	300円	150円	150円	300円	300円									
	第2会 議室	300円	150円	150円	300円	300円									
	第3会 議室	300円	150円	150円	300円	300円									
	第4会 議室	300円	150円	150円	300円	300円									
	音楽室	720円	480円	480円	960円	960円									
	料理講 習室	720円	480円	480円	960円	960円									
	大広間														300円
世田谷区 立代田区 民センタ ー	第1会 議室	720円	480円	480円	960円	960円									
	第2会 議室	300円	150円	150円	300円	300円									

改正後							改正前							
	第3会議室	810円	540円	540円	540円	540円		第3会議室	720円	480円	480円	960円	960円	
	第4会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第4会議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第5会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第5会議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円		音楽室	300円	150円	150円	300円	300円	
	集会室兼体育室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円		集会室兼体育室	1,440円	960円	960円	1,920円	1,920円	
世田谷区立奥沢区民センター	第1会議室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円		世田谷区立奥沢区民センター	第1会議室	2,280円	1,560円	1,560円	3,120円	3,120円
	第2会議室	810円	540円	540円	540円	540円		第2会議室	720円	480円	480円	960円	960円	
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第3会議室	300円	150円	150円	300円	300円	
世田谷区立玉川台区民センター	第1会議室	810円	540円	540円	540円	540円		世田谷区立玉川台区民センター	第1会議室	720円	480円	480円	960円	960円
	第2会議室	810円	540円	540円	540円	540円		第2会議室	720円	480円	480円	960円	960円	
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円		第3会議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	茶室	300円	200円	200円	200円	200円		茶室	300円	150円	150円	300円	300円	
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円		音楽室	300円	150円	150円	300円	300円	
	大広間				200円	200円		大広間					300円	
	体育室(半面)	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円								



改正後							改正前							
	体育室 (全面)	<u>4,800円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>	<u>3,200円</u>								
世田谷区 立深沢区 民センタ ー	第1会 議室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	世田谷区 立深沢区 民センタ ー	第1会 議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第2会 議室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		第2会 議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第3会 議室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		第3会 議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第4会 議室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		第4会 議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	集会室 兼体育 室	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>		集会室 兼体育 室	2,280円	1,560円	1,560円	3,120円	3,120円	
	料理講 習室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		料理講 習室	300円	150円	150円	300円	300円	
	大広間				<u>540円</u>	<u>540円</u>		大広間					960円	
世田谷区 立鎌田区 民センタ ー	第1会 議室	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	世田谷区 立鎌田区 民センタ ー	第1会 議室	2,280円	1,560円	1,560円	3,120円	3,120円	
	第2会 議室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		第2会 議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第3会 議室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		第3会 議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第4会 議室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		第4会 議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	第5会 議室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		第5会 議室	300円	150円	150円	300円	300円	
	茶室	300円	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>		茶室	300円	150円	150円	300円	300円	

改正後							改正前							
	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円		音楽室	720円	480円	480円	960円	960円	
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円		料理講習室	300円	150円	150円	300円	300円	
	絵画工芸室	300円	200円	200円	200円	200円		絵画工芸室	300円	150円	150円	300円	300円	
	大広間				200円	200円		大広間					300円	
世田谷区立上北沢区民センター	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円		世田谷区立上北沢区民センター	第1会議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円			第2会議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第3会議室	300円	200円	200円	200円	200円			第3会議室	300円	150円	150円	300円	300円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円			音楽室	300円	150円	150円	300円	300円
	集会室兼体育室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円			集会室兼体育室	1,440円	960円	960円	1,920円	1,920円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円			料理講習室	300円	150円	150円	300円	300円
	大広間				200円	200円			大広間					300円
	和室				200円	200円			和室					300円
世田谷区立粕谷区民センター	第1会議室	300円	200円	200円	200円	200円		世田谷区立粕谷区民センター	第1会議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第2会議室	300円	200円	200円	200円	200円			第2会議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第3会議室	810円	540円	540円	540円	540円			第3会議室	720円	480円	480円	960円	960円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円			音楽室	300円	150円	150円	300円	300円

改正後							改正前						
	集会室 兼体育 室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円							
	大広間				200円	200円						300円	
	和室				200円	200円						300円	
世田谷区 立烏山区 民センタ ー	第1会 議室	300円	200円	200円	200円	200円	世田谷区 立烏山区 民センタ ー	第1会 議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第2会 議室	810円	540円	540円	540円	540円		第2会 議室	720円	480円	480円	960円	960円
	第3会 議室	300円	200円	200円	200円	200円		第3会 議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第4会 議室	1,260円	840円	840円	840円	840円		第4会 議室	960円	720円	720円	1,440円	1,440円
	第5会 議室	300円	200円	200円	200円	200円		第5会 議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第6会 議室	300円	200円	200円	200円	200円		第6会 議室	300円	150円	150円	300円	300円
	第7会 議室	810円	540円	540円	540円	540円		第7会 議室	720円	480円	480円	960円	960円
	茶室	300円	200円	200円	200円	200円							
	料理講 習室	300円	200円	200円	200円	200円							
	大広間				1,100円	1,100円		大広間					1,920円
備考 二の使用区分にわたり施設を使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。							2 午前、午後及び夜間の使用区分により使用する施設						
		名称		施設の種別		午前		午後		夜間			
						午前9時か		午後1時か		午後6時か			

改正後

改正前

2 午前、午後A、午後B及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後10時まで
世田谷区立弦巻区民センター	体育室	3,450円	2,300円	2,300円	4,600円
世田谷区立宮坂区民センター	第2体育室	3,450円	2,300円	2,300円	4,600円
世田谷区立桜丘区民センター	第1集会室兼体育室	3,450円	2,300円	2,300円	4,600円
	第2集会室兼体育	3,450円	2,300円	2,300円	4,600円

3 午前、午後A、午後B及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後A	午後B	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後10時まで
世田谷区立弦巻区民センター	体育室	3,000円	1,920円	1,920円	4,080円
世田谷区立宮坂区民センター	第2体育室	3,000円	1,920円	1,920円	4,080円
世田谷区立桜丘区民センター	第1集会室兼体育室	3,000円	1,920円	1,920円	4,080円
	第2集会室兼体育	3,000円	1,920円	1,920円	4,080円

		ら正午まで	ら午後5時まで	ら午後10時まで
世田谷区立玉川台区民センター	体育室(半面)	2,280円	3,120円	3,120円
	体育室(全面)	4,080円	5,520円	5,520円
世田谷区立烏山区民センター	茶室	300円	300円	300円
	料理講習室	300円	300円	300円

改正後

改正前

室					
---	--	--	--	--	--

世田谷区 立粕谷区 民センタ ー	集会室兼 体育室	2,280円	1,560円	1,560円	3,120円
---------------------------	-------------	--------	--------	--------	--------

3 午前A、午前B、午後A、午後B及び夜間の使用区分により使用する施設

4 午前A、午前B、午後A、午後B及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前A	午前B	午後A	午後B	夜間
		午前9時から午前11時まで	午前11時30分から午後1時30分まで	午後2時から午後4時まで	午後4時30分から午後6時30分まで	午後7時から午後10時まで
世田谷区 立宮坂区 民センタ ー	第1体育室	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円	4,800円
世田谷区 立烏山区 民センタ ー	音楽室	840円	840円	840円	840円	1260円
	体育室	540円	540円	540円	540円	810円

名称	施設の種別	午前A	午前B	午後A	午後B	夜間
		午前9時から午前11時まで	午前11時30分から午後1時30分まで	午後2時から午後4時まで	午後4時30分から午後6時30分まで	午後7時から午後10時まで
世田谷区 立宮坂区 民センタ ー	第1体育室	2,640円	2,640円	2,640円	2,640円	4,080円
世田谷区 立烏山区 民センタ ー	音楽室	720円	720円	720円	720円	960円
	体育室	430円	430円	430円	430円	720円

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条第1項の改正規定（「午後6時」を「午後5時30分」に改める部分に限る。）、同条第3項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第7条第1項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る

改正後	改正前
<p><u>部分に限る。)、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び第10条に1項を加える改正規定 平成30年10月1日</u></p> <p>2 <u>この条例の規定(第7条第1項の改正規定(「午後6時」を「午後5時30分」に改める部分に限る。))、別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定に限る。)による改正後の第7条第1項、別表第2及び別表第3の規定は、平成30年10月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。</u></p>	